## 会員加入申込書

貴商工会議所定款承認の上、次のとおり会費口数を引き受け加入を申し込み致します。 なお、定款第10条、3項に該当しない事を宣誓します。

	即	 生年月日			
 )	即	-			
	印	-			
	Hı				
)		昭和•平成	年	月	
— )					
,	FAX (	_	_		
	メールアト゛	νλ 			
種					
<b>部 会</b> (①卸売業 ②小売業 ③食品製造業) (グループ )					
部 会 (①電気・機械製造業 ②繊維製品製造業 ③印刷業)					
<b>部 会</b> (①陶磁器製造業 ②生地製造業)					
2					
• (0 = 1)	,	(给,你会类)			
	, ,		ビっ 業)		
		,,,	,		
•	月 ◆		パート	人 <b>人</b>	
•			•	無	
	(①卸売業 ②小 (①電気・機械製 (①陶磁器製造業 (①総合工事業 (①金融業 ②保 (①運輸・自動車 (①自動車整備業 し、大・昭・平 年 万円	(①卸売業 ②小売業 ③食品 (①電気・機械製造業 ②繊維 (①陶磁器製造業 ②生地製造 (①総合工事業 ②職別・設備 (①金融業 ②保険業) (①運輸・自動車関連業 ②旅 (①自動車整備業 ②理・美容 した大・昭・平 年 月 ◆ 万円 ◆会費口座振	(①卸売業 ②小売業 ③食品製造業) (グ (①電気・機械製造業 ②繊維製品製造業 (① 陶磁器製造業 ②生地製造業) (①総合工事業 ②職別・設備工事業 ③資料 (①金融業 ②保険業) (①重輸・自動車関連業 ②旅館・飲食業) (①自動車整備業 ②理・美容業 ③諸サー (①・大・昭・平 年 月 ◆従業員数	(①卸売業 ②小売業 ③食品製造業) (グループ(①電気・機械製造業 ②繊維製品製造業 ③印刷業) (①陶磁器製造業 ②生地製造業) (①総合工事業 ②職別・設備工事業 ③資材販売業) (①金融業 ②保険業) (①重輸・自動車関連業 ②旅館・飲食業) (①自動車整備業 ②理・美容業 ③諸サービス業) (小パート 本・大・昭・平 年 月 ◆従業員数	

## (会員の資格)

- 第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場(以下「営 業所等」という。)を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、 次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることが できる。
  - (1) 本商工会議所の地区内で事業活動を行なう次に掲げる団体
    - ①協同組合 ②信用金庫 ③労働金庫 ⑤経済関係団体 ④公社
    - ⑦社会福祉法人 ⑥医療法人 ⑧弁護士法人 ⑨税理士法人
    - ⑩産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人
    - ⑪地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人
    - ⑫地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人
    - ⑬地域経済の振興等に資する中間法人
    - ④まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人
    - ⑮観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人
  - (2) 本商工会議所の地区内で自己の名をもって事業活動を行なう次に掲げる個人
    - 4)弁護士 ①医師 ②歯科医師 ③助産師 ⑤公認会計士
    - ②司法書士 ⑦税理士 ⑧行政書士 9弁理士
  - (3) 本商工会議所の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者
  - 2. この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。
    - (1) 自己の名をもって商行為をすることを業とする者
    - (2) 店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者
    - (4) 取引所 (3) 鉱業を営む者
- (5) 会社 (6) 相互会社
  - 3. 次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。
    - (1) 成年被後見人又は被保佐人
    - (2) 破産者で復権を得ない者
    - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまで の者
    - (4) 反社会的勢力(①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77 号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。第2 条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止 に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。) 又は暴力団員でなくなった時 から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標 榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれか に該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する 者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有するもの、⑪自己、自社 若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当 に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して賃金等を提供 し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経 営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以 下同じ)

## (会員年会費について)

個人	9,000円(3口以上)				
	①300万未満	12,000 円以上(4口以上)	⑥1億未満	45,000 円以上(15口以上)	
法 人 (資本金割)	②500万未満	15,000 円以上(5口以上)	⑦5億未満	60,000 円以上(20口以上)	
	③1千万未満	18,000 円以上(6口以上)	⑧10億未満	75,000 円以上(25口以上)	
	④2千万未満	21,000 円以上(7口以上)	⑨10億以上	90,000 円以上(30口以上)	
	⑤5千万未満	30,000 円以上(10口以上)	⑩その他団体	12,000 円以上(4口以上)	

※但し、市外本店の場合 ①~⑩の負担分の2分1とする。なお、2分1の金額が12,000円を下回る 場合は、12,000 円とし⑥1億円未満は24,000円(8口)以上、⑧10億円未満は39,000円(13口) 以上となります。